

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

平成22年度「大学院修学休業制度」の許可申請について（通知）

教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成12年4月28日法律第52号）により大学院修学休業制度が創設され、平成13年度から実施されています。

については、市町村（学校組合）立学校の県費負担教員が大学院修学休業を希望する場合は、別添のとおり要綱を定めていますので、所属職員に周知するとともに、申請希望者がいる場合は、その申請についてご配慮をお願いします。

記

- 1 申請締め切り期日  
平成21年12月1日（火）  
ただし、希望する大学院の願書出願開始日が、上記期日までにある場合は、願書出願期間開始日の1か月前までに、外国の大学院を希望する場合は、願書出願期間開始の3ヶ月前までに、申請書類を教育政策課まで提出してください。
- 2 配布文書
  - (1) 大学院修学休業制度実施要綱
  - (2) 大学院修学休業制度の申請に関する文書（様式1・2・3・4、添付書類）
- 3 申請等手順
  - ①申請
    - ・申請者（様式1＋添付書類等）→ 校長（様式2）  
→ 市町村（学校組合）教育委員会（様式3）→ 教育政策課 → 面接 → 受験許可
  - ②受験後
    - ・申請者（報告）→ 校長（様式4）→ 市町村（学校組合）教育委員会  
→ 教育政策課

（注）受験許可なく直接大学に申込みを行っても、休業許可は与えられませんので注意してください。

**制度の概要**

- ① 国公立学校の教員（教諭、養護教諭及び講師）で、一種免許状又は特別免許状を所持する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、研修を行うための休業をすることができます。
  - ② 休業中の教員は、その身分を保有しますが、職務に従事しません。
  - ③ 休業中は、給与は支給されません。
- \* なお、鳴門教育大学大学院では、平成20年度より大学院修学休業制度を利用して入学した現職教員を対象に「授業料特別免除制度」が設けられています。

担当 高知県教育委員会事務局  
教育政策課 森、刈谷

TEL : 088-821-4569 FAX : 088-821-4558

各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

平成22年度「大学院修学休業制度」の許可申請について（通知）

教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成12年4月28日法律第52号）により大学院修学休業制度が創設され、平成13年度から実施されています。

については、県立学校の教員が大学院修学休業を希望する場合は、別添のとおり要綱を定めていますので、所属職員に周知するとともに、申請希望者がいる場合は、その申請について配慮をしてください。

記

1 申請締め切り期日

平成21年12月1日（火）

ただし、希望する大学院の願書出願開始日が、上記期日までにある場合は、願書出願期間の1か月前までに、申請書類を教育政策課まで提出してください。

2 配布文書

(1) 大学院修学休業制度実施要綱

(2) 大学院修学休業制度の申請に関する文書（様式1・2・4、添付書類）

3 申請等手順

①申請

・申請者(様式1+添付書類等) → 校長(様式2) → 教育政策課 → 面接 → 受験許可

②受験後

・申請者（報告） → 校長（様式4） → 教育政策課

(注) 受験許可なく直接大学に申込みを行っても、休業許可は与えられませんので注意してください。

制度の概要

- ① 国公立学校の教員（教諭、養護教諭及び講師）で、一種免許状又は特別免許状を所持する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、研修を行うための休業をすることができます。
- ② 休業中の教員は、その身分を保有しますが、職務に従事しません。
- ③ 休業中は、給与は支給されません。
- \* なお、鳴門教育大学大学院では、平成20年度より大学院修学休業制度を利用して入学した現職教員を対象に「授業料特別免除制度」が設けられています。

担当 高知県教育委員会事務局

教育政策課 森、刈谷

TEL : 088-821-4569 FAX : 088-821-4558